

せいかつ ほ ご じゅきゅう かた し  
生活保護を受給されている方へお知らせ

こうはついやくひん しょう げんぞく  
後発医薬品の使用が原則になります

- こうはついやくひん じ え ね り っ く い やくひん せんぼついやくひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうふく くすり  
○後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であ  
せんぼついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい どうとう げんせい しんさ  
り、先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。  
こうはついやくひん ふきゅう く に ぜん たい と く  
○後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

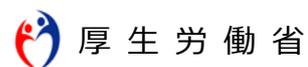
ねん がつ にち せいかつ ほ ご じゅきゅう かた  
**2018年10月1日から、生活保護を受給されている方につ  
いて、医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能  
と判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤される  
ことになります**

Q:これまでとどう変わるの？

A:これまでも後発医薬品を使用するようお願いしていましたが、これ  
からは、本人が希望するかどうかにかかわらず、在庫が無い場合や、  
後発医薬品の価格が先発医薬品の価格よりも高くなっている場合  
・同額である場合を除き、後発医薬品が調剤されることになります。

Q:もう先発医薬品は使えないの？

A:医師または歯科医師が、医学的に、先発医薬品の使用が必要だ  
と判断した場合は、先発医薬品が調剤されます。後発医薬品の  
使用に不安がある場合は、病院・診療所か薬局で処方内容の  
相談をしましょう。



〇〇福祉事務所 担当：〇〇  
連絡先：〇〇—〇〇—〇〇